

遊漁規則の変更の認可について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第 7 項の規定により次のとおり公示します。

10 内共第13号（岩木川）

項目		内容	
漁業権者の名称及び住所	名称	岩木川漁業協同組合	
	住所	弘前市大字紙漣沢字山越 124 番地 1	
認可年月日		令和8年3月11日（変更の認可）	
漁業権の免許番号		内共第13号	
遊漁についての制限事項	漁具漁法の制限	1 次の表の左欄に掲げる魚種はそれぞれ右欄に掲げる漁法で遊漁しなければならない。	
		魚種	漁法
		あゆ、こい、ふな、うぐい	竿釣
		いわな、やまめ、さくらます	竿釣（まき餌釣を除く。）
		かじか	たも網・竿釣（まき餌釣を除く。）
かわやつめ	たも網・かざかけ		
		2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法は右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。	
	漁具、漁法	規模	
	たも網	網口径 最長部1メートル以下	
遊漁期間	次の表の左欄に掲げる魚種の遊漁期間はそれぞれ右欄のとおりとする。		
	魚種	遊漁期間	
	あゆ	7月1日から12月31日まで	
	こい、ふな、うぐい	1月1日から12月31日まで	
	いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで	
	さくらます	6月1日から7月31日まで	
	かじか	1月1日から12月31日まで	
	かわやつめ	10月1日から翌年5月31日まで	
禁止区域及び期間	1 次の表の左欄に掲げる区域において、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。		
	区域	期間	
	北津軽郡中泊町大字芦野地内頭首工の上流端から、上流 200m・下流 500mまでの区域	1月1日から12月31日まで	
	清瀬橋下流から安東橋下流 100mの区域	9月15日から10月31日まで	
	弘前市大字樋の口地内弘前市水道ラバー堰堤上流 100m・下流 50mまでの区域	1月1日から12月31日まで	
	弘前市大字如來瀬地内統合頭首工の上流端から、上流 150m・下流 200mまでの区域	1月1日から12月31日まで	
	弘前市大字国吉字高野地内吉井酒造発電堰堤の上流端から、上流 100m・下流 200mまでの区域	1月1日から12月31日まで	
	津軽ダムサイトから白神が故郷橋までの区域	1月1日から12月31日まで	
	中津軽郡西目屋村大字川原平字川原沢国有林地内砂防ダムの上流端から上流の岩木川支流域	1月1日から12月31日まで	
	岩木川支流国有林 154 林班大川魚止脇沢分岐より上流域指定ルート 27	1月1日から12月31日まで	
	暗門川暗門大橋上流砂防ダムの上流端から上流の岩木川本支流域	1月1日から12月31日まで	
	岩木川暗門沢支流国有林林班 169・167 境界横倉沢上流域指定ルート 26	1月1日から12月31日まで	
	岩木川暗門沢支流国有林林班 170・171 境界西股ノ沢分岐支流ブカケノ沢指定ルート 23	1月1日から12月31日まで	
	相内川第3号堰堤上流端から上流域	1月1日から12月31日まで	
	2 弘前市大字如來瀬地内統合頭首工下流端から岩木橋上流端までの区域において、カワヤツメを採捕してはならない。		
キャッチアンドリリース区間	次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。		
	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
	いわな、やまめ	相馬川堰堤(1)から相馬川第3号堰堤までの相馬川	4月1日から9月30日まで

全長制限	次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。					
	魚種		全長			
	やまめ、いわな、さくらます		15 センチメートル			
	こい		20 センチメートル			
	ふな、あゆ、うぐい		7 センチメートル			
	かわやつめ		30 センチメートル			
	かじか		4 センチメートル			
遊漁料の額及び納付方法	遊漁料	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合				
		魚種		漁具・漁法	期間	遊漁料
		あゆ、こい、ふな、うぐい		竿釣	1 日	1,000 円
					1 年	6,000 円
		いわな、やまめ（キャッチアンドリリース区間を除く）		竿釣	1 日	1,000 円
					1 年	6,000 円
		いわな、やまめ（キャッチアンドリリース区間）		竿釣	半日	3,000 円
		さくらます		竿釣	1 日	2,000 円
					1 年	8,000 円
		かじか		たも網、竿釣	1 日	1,000 円
					1 年	4,000 円
	かわやつめ		たも網、かざかけ	1 日	1,000 円	
			1 年	4,000 円		
ただし、遊漁者が未就学児、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは無料とし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、500 円を加算した額とする。						
2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合						
遊漁承認証別		魚種		遊漁の方法	遊漁料	
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ		手釣、竿釣	15,000 円		
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（鳶沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ		手釣、竿釣	8,000 円		
納付方法	1 漁業権者が発行する遊漁承認証を使用する場合 次に掲げる場所又は漁業権者が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣又はたも網による遊漁の場合は、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1) 岩木川漁業協同組合（弘前市大字紙漣沢字山越 124 番地 1） (2) 弘前市内釣具店 (3) その他組合が指定する販売店					
	2 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用する場合 青森県内水面漁業協同組合連合会事務所又は同連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。					
遊漁承認証に関する事項	1 遊漁者は遊漁承認証を携帯しなければならない。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は漁業権者に対し遊漁料を納付しなければならない。					
遊漁に際し守るべき事項	1 漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。 2 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 遊漁の時間は、日の出から日没までとする。 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。 6 富士見橋上流から統合頭首工下流 200 メートルまでは友釣り専用区とする。 7 組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。					
漁場監視員に関する事項	1 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。					

違反者に対する措置に関する事項	遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しは行わない。
施行の日	令和8年3月11日